



29 諮 問 第 1 9 号
2017 年（平成 29 年）11 月 10 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜



個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の
改正について（諮問）

平成 27 年 9 月に、個人情報の保護を図りつつ利活用を促進することを目的として個人情報の保護に関する法律が改正され、また、平成 28 年 5 月に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についても、個人情報の定義の明確化や、要配慮個人情報の規定等に関し、個人情報保護法を踏まえた改正が行われました。

逗子市個人情報保護条例においては、従前から実施機関による機微情報の原則取扱い禁止や、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定が設けられ、個人の権利利益の保護を図ってきました。

今回の法改正等を受け、従前からの条例における個人の権利利益の保護の考えを前提としつつ、改正された法との整合性を図り、制度の円滑な運用に資するための改正を行いたく、同条例第 28 条第 2 項の規定に基づき次のとおり諮問いたします。

諮問事項

- （1）個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の改正事項
- （2）その他制度に関する必要事項

【事務担当】

総務部情報政策課情報公開係
内線 355

逗子市個人情報保護条例の改正に向けた諮問事項

(1) 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の改正事項

1 個人情報の定義について（第2条関係）

個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）の改正により、指紋データや旅券番号等が新たに「個人識別符号」として「個人情報」に該当することとなった。

個人情報の定義の明確化を図ることは市の個人情報保護制度における円滑な運営に資するものであることから、個情法及び行個法の改正趣旨を踏まえ、逗子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）における個人情報の定義に「個人識別符号」を追加する改正を行い、「個人情報」の定義の明確化を図る。

2 要配慮個人情報の定義及び取り扱いについて（第2条、第6条、第7条関係）

条例第6条においては、「人種及び民族、思想、信条及び宗教、犯罪歴、社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報（以下「機微情報」という。）」について、その取扱いを原則として禁止する制限を設けている。

改正された個情法及び行個法では、これらの機微情報のほか、病歴や障がいに関する情報、健康状態に関する情報、犯罪により被った被害の情報等が新たに「要配慮個人情報」として整理され、その他の個人情報とは異なる取扱いが規定されたが、行個法では収集制限は行っていない。

現行事務では、機微情報以外の「要配慮個人情報」を取り扱っている事務が多数存在している。現に収集しているこれらの個人情報は収集の制限を規定した条例第8条に基づいて収集されており、更に取扱い禁止とした場合には事務に多大な支障が生じる恐れがある。

このため、条例における機微情報の取扱い禁止規制は維持しつつ、新たに要配慮個人情報に関する定義を加え、個人情報事務登録簿の記録の内容に「要配慮個人情報」が含まれる旨を記載することとする。

3 事業者に関する規定について（第32条関係）

個情法の改正により、個人情報を事業に活用するすべての事業者に同法が適用されることとなったが、市においても事業者が取り扱う個人情報について引き続き保護を図るため、条例の規定を維持することとする。

4 非識別加工情報の仕組みの導入と目的規定について（第1条関係）

個情法及び行個法の改正により、「匿名加工情報（非識別加工情報）」「新たな産業の創出」等に関する記述が追加された。

行個法の改正内容のうち、「非識別加工情報の事業者への提供」については、個人情報の取扱いに関する考え方が従来と大きく変わった点である。

同様の制度を市において導入するかどうかについては、課題の整理等を行った上で慎重に対応すべきであり、現段階での導入は尚早と考えているため、今回の条例改正には含めない。目的規定の改正についても、非識別加工情報の仕組みの導入にかかる今後の検討に合わせ対応する。

(2) その他制度に関する必要事項

1 個人情報の「定義」について（第2条関係）

① 「死者の情報」について、個人情報法及び行個法においては、個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っている。本市においては、対象が生存者に限るかどうかの明確な規定はないが、死者の情報も含まれるという運用となっており、現行の水準を維持し、改正は行わない。

② 現行の規定においては、「個人情報」は「実施機関の保有する個人情報」と定義されている。また、「個人の情報」と表記し、「個人情報」と使い分けをしている条文がある。

個人情報の定義の改正に際し、「保有個人情報」等の新たな規定を設ける改正を行う。

③ 現行の「個人情報」の定義では「個人が営む事業に関する情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報」が除外されているが、個人情報に該当しない特定個人情報について、条例上保護している状況である。また、個人情報の保護の観点からは、個人情報の定義からこれらの情報を除外する必要性は特になく考えられる。

今回の改正に際し、除外規定を削除し「個人情報」の定義にこれらの情報を含める。